

## 〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕（2022 年度）

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

## ＜凡例＞

番号 措置確定年月 (地区名)  
措置に該当する事象

＜該当するエアバッグ類車上作動処理業務規約の条文番号＞

12. 2023年2月 (関東地区)  
・正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。  
規約第7条1.(5)
11. 2023年2月 (近畿地区)  
・正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。  
規約第7条1.(5)
10. 2023年2月 (近畿地区)  
・正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。  
・車上作動処理における遵守事項（装備部位・個数等の把握）についての確認がなかった。  
規約第7条1.(1)及び(5)
9. 2023年2月 (近畿地区)  
・正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。  
・実績記録を1ヶ月以上作成していなかった。  
規約第7条1.(3)及び(5)
8. 2023年1月 (四国地区)  
・虚偽記録、虚偽報告を確認した。また、エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー、サイド）を未処理のまま破砕業者へ引き渡そうとしていた。  
規約第7条1.(3)及び(5)
7. 2022年11月 (四国地区)  
・虚偽記録、虚偽報告を確認した。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。  
規約第7条1.(3)及び(5)
6. 2022年11月 (九州地区)  
・虚偽記録、虚偽報告を確認した。その後適正業務について、相当の期間を定めて是正を促したが、対応されなかった。  
規約第7条1.(3)及び(5)
5. 2022年9月 (関東地区)  
・未処理エアバッグ類付ハーフカット車を輸出しようとしていた。  
規約第7条1.(5)

4. 2022年7月 (北海道地区)

- 虚偽記録、虚偽報告を確認した。
- 未処理エアバッグ類付ハーフカット車を輸出しようとしていた。
- 正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。車上作動処理における遵守事項（装備部位・個数等の把握）についての確認がなかった。

規約第7条1.(3)及び(5)

3. 2022年7月 (近畿地区)

虚偽記録、虚偽報告を確認した。また、エアバッグ類（シートベルトプリテンショナー）を未処理のまま破砕業者へ引き渡そうとしていた。

規約第7条1.(3)及び(5)

2. 2022年7月 (九州地区)

虚偽記録、虚偽報告を確認した。また、正当な理由なしに未処理エアバッグ類を保管していた。

規約第7条1.(3)及び(5)

1. 2022年6月 (九州地区)

虚偽記録、虚偽報告を確認した。

規約第7条1.(3)及び(5)